

2 提出書類

入園のしおり及び各種証明書は、市のHP (<https://www.city.komae.tokyo.jp/>) からダウンロードすることができます。(ホーム>暮らしのガイド>申請書ダウンロード>子ども)

必須書類

- (1) 令和3年度子ども・子育て支援教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所(転園)申込書
 (2) 保護者が保育にあたれない状況を証明する書類(下記ア〜クが両親ともに必要)

ア	外勤・内職	就労証明書(市指定様式・会社記入) ※勤務時間が一定でない場合は、直近3か月分のスケジュール表(様式自由)が必要です。
イ	自営業・親族経営会社勤務	就労証明書(市指定様式・自身で記入) ※いずれかの自営を証明する下記の書類の写しが必要です <ul style="list-style-type: none"> ・直近の確定申告書(電子申告の場合には受付番号が付番された申告書(第1表・第2表)) ・開業届 ・契約書(直近3か月が範囲内となっているもの) ・その他(納品書・領収書・メール・通帳の写し等事業の実績が分かる書類(直近3か月毎月1枚ずつ)) ※勤務時間が一定でない場合は、直近3か月分のスケジュール表(様式自由)が必要です。
ウ	就労内定	就労証明書(市指定様式・会社記入)
エ	病気や障がいがある	障害者手帳の写し・診断書等(保育が困難との記載があるもの。詳しくは問い合わせ又は市の様式を使用)
オ	介護にあっている	介護を証明する書類(介護認定通知書・障害者手帳・療育手帳等の写し、診断書等)及び1週間の介護スケジュールが分かる書類(様式自由)
カ	就学	就学を証明する書類(在学証明書等)及び1週間の就学スケジュールが分かる書類(時間割表等、様式自由)
キ	出産予定	母子健康手帳の写し(表紙及び出産予定日が分かるページの写し) ※就労中の方は、出産予定でも就労証明書が必要です。
ク	求職活動	就労確約書(市指定様式・自身で記入) ※ハローワークカード又は雇用保険受給資格者証の写し等が必要です。

- (3) 令和3年度認可保育所等入園申込チェック表

※20歳以上65歳未満の同居親族(祖父母等)がいる場合は、その方が保育にあたれない状況を証明する書類も必要です。

※離婚を前提とした別居中等の場合、裁判所の呼出状等、離婚手続中であることが分かる書類の写し等が必要です。

※各種証明書類の有効期限は、発行日から3か月以内です。

※その他、必要書類の提出を求める場合があります。

該当する方のみ必要な書類

- (1) 認可外保育室・認証保育所・保育ママ・ベビーシッター等(東京都等に届出ている)

施設に限る。)に有償で託児している方

→「受託証明書(市指定様式を施設が記入)」または「(受託開始日から)全ての契約書」と「直近1か月の保育料が支払い済であることが分かる資料」(コピー可)

※過去に利用がある場合も、上記の書類が必要になります。また、調整指数番号12「廃園・認可移行等の施設の状況の変更により、施設への継続通園が不可能になる場合」に該当する場合も、受託証明書をご提出ください。

※受託証明書及び契約書には、託児開始日、託児日数及び託児時間の記載が必要です。

※加点には復職が必要です。証明書等の提出により、復職日が確認できた時点から直近の利用調整会議から加点になります。

(2) 転入予定の方

→転入予定日・転入先住所を明記した賃貸借契約書又は売買契約書(写し)等

(3) 令和2年1月1日に粕江市に住民票のない方

→令和2年度市区町村住民税課税証明書又は非課税証明書 ※年度にご注意ください。

令和2年1月1日に住んでいた自治体で発行されます。ご両親分が必要です。

未提出の場合、最高税額の判定となり利用調整に際して不利となる場合があります。

(4) 育児休業期間延長を理由とした申請の方

→市が指定する同意書

※同意書を提出された場合は、入園の利用調整から除外いたします。したがって、入園内定とはなりません。

申請書類の提出方法について

①新年度(4月1日)入園の申請の場合、まずは右のQRコードより専用サイトにアクセスして仮申請を行ってください。仮申請をされると仮申請番号が配信されますので、そちらを申請書にご記載ください。仮申請番号がない場合、受付できません。市HP(<https://www.city.komae.tokyo.jp/>)からも専用サイトへアクセスできます。(ホーム>子育て・学び>保育園・幼稚園>保護者様向け(保育園))



※仮申請番号は、児童1人ごとに必要です。(出産予定の方を含む。転入予定の方は不要。)

児童2人以上でお申込みの場合は、児童ごとに仮申請番号を取得してください。

※窓口提出の場合でも、仮申請番号が必要です。

※年度途中の入所申請の場合、仮申請は不要です。

②申請書類を揃えて、基本的に郵送にて下記までご提出ください。

新型コロナウイルス感染症対策として、基本的には郵送にてご提出ください。

※転入予定の方は、お住まいの自治体へご提出ください。郵送受付の可否についてはお住まいの自治体へご確認ください。

△注意事項：仮申請はあくまでも番号を配信するためのものです。申請書類を期日までにご提出されない場合は、仮申請を行っていても未申請扱いとなります。また、仮申請をされずに申請書類を提出された場合も未申請扱いとなります。ご注意ください。パソコンまたはスマートフォンをお持ちでない方は、ご連絡ください。

郵送申込の書類送付先

〒201-8585 粕江市和泉本町1-1-5 粕江市児童育成課幼児教育・保育係

※必ず特定記録郵便で送付してください。郵送料はご自身でご負担ください。